

# むらの家計簿

## 平成25年度 美浦村決算報告

『人と自然が輝くまち美浦』をめざして  
村のお金はこのように使われました

美浦村の平成25年度歳入歳出決算(一般会計・特別会計・企業会計)が、9月の村議会定例会で認定されました。すべての会計を集計した決算の総額は、歳入115億2,047万8,814円、歳出113億291万8,595円となりました。前年度と比較すると歳入で1.9%、歳出で4.4%の増となっています。

### 一般会計

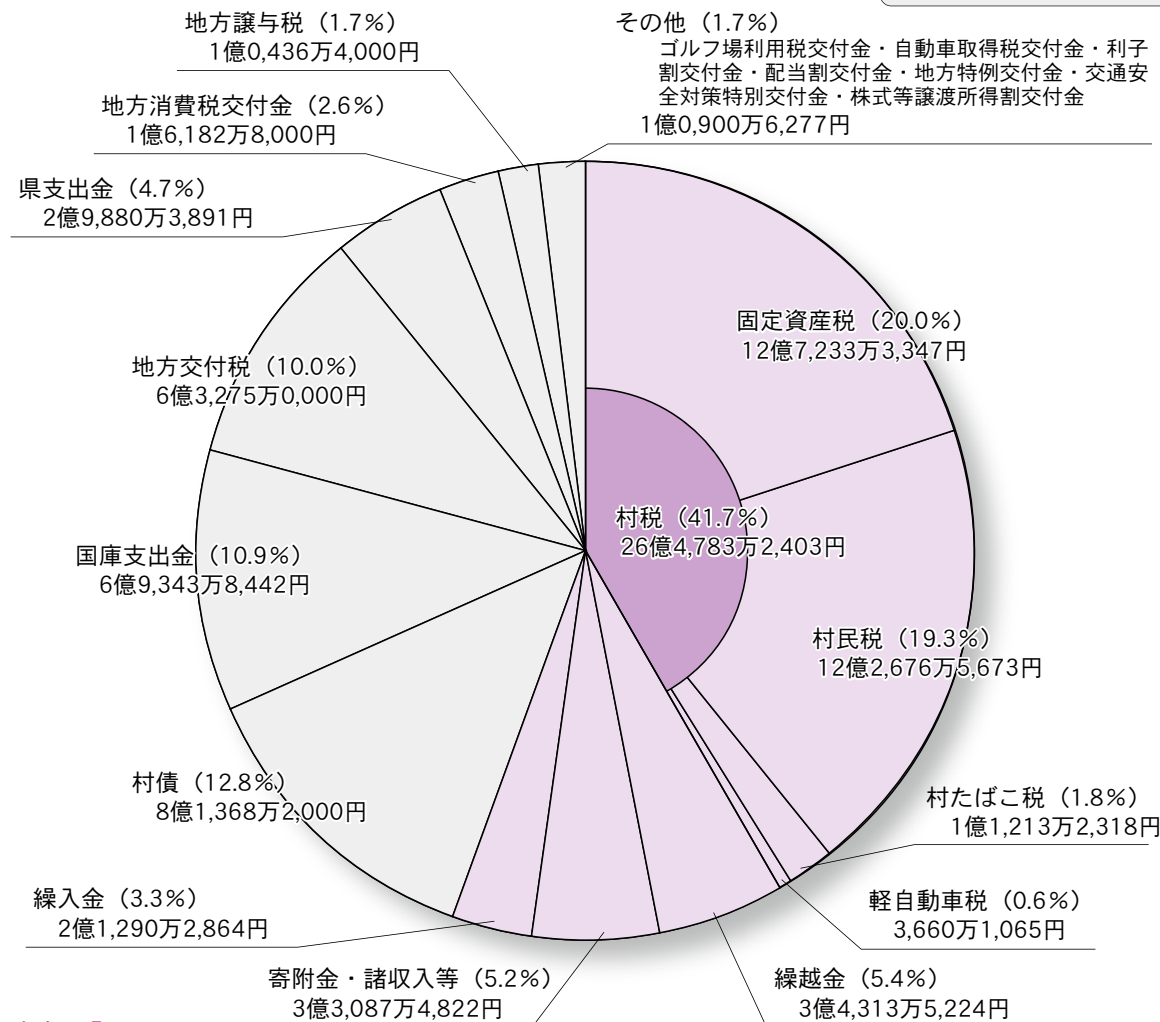
歳入歳出差引残金 1億1,313万3,044円は、平成26年度へ繰越します。

※村民一人当たりの歳出額は、平成26年4月1日現在の人口16,839人で割り戻した数値となっています。

歳入 63億5,311万7,923円

自主財源 55.6%  
35億3,474万5,313円

依存財源 44.4%  
28億1,837万2,610円



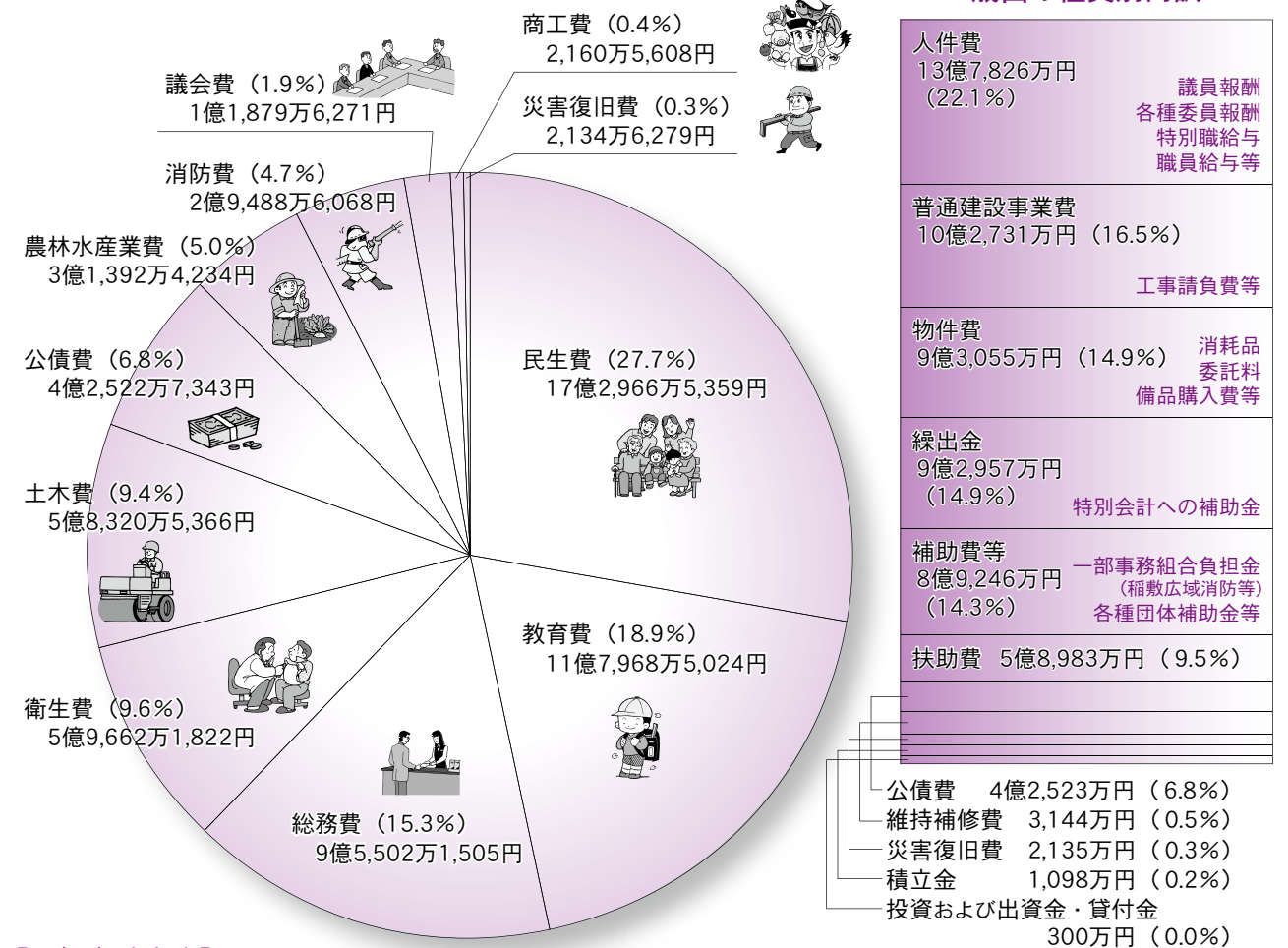
#### 【一般会計歳入】

平成25年度一般会計歳入決算額は63億5,311万7,923円で、東日本大震災に係る復旧・復興事業に対する地方交付税の減少はありましたが、国の経済対策による国庫支出金および前年度繰越金の増加により、前年度と比較して2億4,919万2,700円(4.1%)の増となりました。内訳としては、村税、繰入金、繰越金、寄附金等の自主財源が35億3,474万5,313円(55.6%)、これに対して国・県支出金、地方交付税、村債、地方譲与税等の依存財源は28億1,837万2,610円(44.4%)となっています。

村税は、対前年度比1.3%3,351万1,363円の増収となりました。

歳出 62億3,998万4,879円

村民一人当たりの歳出額 370,567円



#### 歳出の性質別内訳

人件費 13億7,826万円 (22.1%)	議員報酬 各種委員報酬 特別職給与 職員給与等
普通建設事業費 10億2,731万円 (16.5%)	工事請負費等
物件費 9億3,055万円 (14.9%)	消耗品 委託料 備品購入費等
繰入金 9億2,957万円 (14.9%)	特別会計への補助金
補助費等 8億9,246万円 (14.3%)	一部事務組合負担金 (稲敷広域消防等) 各種団体補助金等
扶助費 5億8,983万円 (9.5%)	
公債費 4億2,523万円 (6.8%)	
維持補修費 3,144万円 (0.5%)	
災害復旧費 2,135万円 (0.3%)	
積立金 1,098万円 (0.2%)	
投資および出資金・貸付金 300万円 (0.0%)	

#### 【一般会計歳出】

平成25年度一般会計歳出決算額は62億3,998万4,879円で、安中小学校施設耐震改修事業および幼稚園施設耐震改修事業が完了したことによる減少はありましたが、大谷小学校および木原小学校ならびに美浦中学校の環境改善事業を行ったこと等により、前年度と比較すると4億7,919万4,880円(8.3%)の増となりました。

目的別歳出の主なものは、**民生費**／保育所運営経費、医療・児童福祉扶助費 **教育費**／環境改善事業、小・中学校運営経費 **総務費**／徴税事務経費、住基・戸籍事務経費 **衛生費**／各種健診事業、ゴミ処理および斎場運営負担金 **土木費**／道路新設改良事業 **公債費**／地方債元利償還金 **消防費**／稲敷広域消防負担金、消防団運営経費 **農林水産業費**／産地確立推進事業、県営土地改良事業 **議会費**／議会活動および運営経費 **商工費**／商工会補助金等 **災害復旧費**／公立学校施設・道路橋梁災害復旧費となっています。

## 特別会計

### 国民健康保険

歳入	21億9,788万8,488円
歳出	20億5,695万5,844円

1億4,093万2,644円を  
平成26年度へ繰越

歳入の主なものは国民健康保険税 4億7,147万9,351円(構成比21.5%)、国庫支出金 4億2,315万0,687円(構成比19.3%)、前期高齢者交付金 3億8,308万6,982円(構成比17.4%)で、全体の58.2%を占めます。国民健康保険税の現年分の徴収額は4億2,082万2,217円で、被保険者(年間平均5,093人)一人あたり8万2,628円です。

歳出では、保険給付費総額(国保負担分)は12億4,488万2,937円(構成比60.5%)となりました。保険給付費の主なものは、療養給付費で10億7,129万5,054円(構成比52.1%)を支出、被保険者一人あたり21万0,347円(年間平均5,093人)、一世帯あたり36万5,755円(年間平均2,929世帯)でした。高額療養費は1億3,113万7,793円を支給しています。また、後期高齢者支援金等は2億6,958万5,598円(構成比13.1%)を支出しました。

### 農業集落排水事業

歳入	2億3,529万0,756円
歳出	2億1,773万2,279円

1,755万8,477円を  
平成26年度へ繰越

舟子地区、信太地区、安中地区、大須賀津地区の保守点検および運転管理を行いました。平成25年度は公的資金補償金免除繰上償還により地方公共団体金融機構資金5,258万1,277円(利率4.45~4.95%)について繰上償還を行いました。

### 公共下水道事業

歳入	10億8,500万5,176円
歳出	10億3,355万9,485円

5,144万5,691円を  
平成26年度へ繰越

平成25年度は、土屋第1幹線ならびに土屋地区面整備管渠工事(延長約3,300m)を実施しました。また、本年度も公共下水道への早期新規接続者に対し、接続工事補助金を交付しました。

### 介護保険

歳入	9億3,409万1,585円
歳出	9億0,279万6,749円

3,129万4,836円を  
平成26年度へ繰越

保険料調定額は、1億9,500万6,489円(特別徴収額1億6,759万4,800円、普通徴収額2,243万4,200円、滞納繰越分497万7,489円)で、第1号被保険者数は4,053人、受給者数は495人となっており、保険給付費は7億9,408万6,269円となっています。※詳細については、本号20ページの介護保険コーナーをご覧ください。

### 後期高齢者医療

歳入	1億1,246万4,722円
歳出	1億1,099万4,016円

147万0,706円を  
平成26年度へ繰越

平成20年4月1日より後期高齢者医療制度が創設され、後期高齢者を対象とした保険料の徴収と医療給付が開始されました。保険料調定額は、8,443万6,100円(特別徴収額6,053万円、普通徴収額2,230万2,400円、滞納繰越分160万3,700円)で、被保険者数(平成25年度末)は1,895人となっています。

## 企業会計

### 水道事業

収益的	収入	5億4,829万9,164円	差引 △956万9,626円
	支出	5億5,786万8,790円	
資本的	収入	2,412万1,000円	差引 △1億2,870万5,553円
	支出	1億5,282万6,553円	

収益的収入支出は水を供給するための経営活動に伴う収支のことで、資本的収入支出は施設の整備・拡充等に要する支出および償還金とその財源の収入のことです。不足額については留保資金(減価償却費等)等で補填しています。平成25年度は、工業専用地域(482.8m)および布佐地内(35.0m)の配水管布設を行いました。

### 電気事業

資本的	収入	3,020万0,000円	差引 0円
	支出	3,020万0,000円	

財務省が所管する大山地内の東京医科歯科大学霞ヶ浦分院跡地に大規模な太陽光発電設備を設置し、電力の供給を行います。平成25年度の収支については、財務省からの用地取得に要した経費となっています。収益的収支はありません。

## 指標でみる平成25年度の財政事情

### 経常収支比率 88.5%

財政構造の弾力性(余裕)を示すもの。使い道が自由な経常一般財源(毎年常に入ってくる財源)から経常的経費(毎年必ず支払う経費)に充てられる割合です。地方財政全体が悪化している今日では、ほとんどの市町村が80%を超えて注意の状態です。

### 公債費負担比率 8.7%

公債費は借入金の返済金であり、これが一般財源に占める割合を公債費負担比率といいます。この指標は、毎年の償還金が村の財政を圧迫していないかを示すもので、その率が高いほど財政運営の硬直性が高くなります。

### 財政力指数 0.811

地方公共団体の財政力を示す指数で、1に近く、あるいは1を超えるほど自主財源があるとされています。また、財政力指数が高く自前の財源で自治体の運営が可能とされた市町村については、国からの普通交付税が交付されません。

### 健全化判断比率

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	7.6%	63.1%

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は「—」(該当なし)表示となります。

【実質赤字比率】一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。15%以上で財政健全化団体に、20%以上で財政再生団体となります。

【連結実質赤字比率】全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。20%以上で財政健全化団体に、30%以上で財政再生団体となります。

【実質公債費比率】一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率です。この比率が18%以上になると、地方債を発行する際に県知事の許可が必要になります。また、25%以上になると財政健全化団体となり一部の地方債の発行が、35%以上になると財政再生団体となり多くの地方債の発行が制限されます。

【将来負担比率】地方債の残高をはじめ一般会計等が将来負担すべき、現時点での実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。350%以上で財政健全化団体となります。

### 公営企業会計資金不足比率

水道事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計
—	—	—

※資金不足額がないため、「—」(該当なし)表示となります。

【資金不足比率】公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。20%以上で経営健全化団体となり、公営企業の経営の健全化を図る計画を策定しなければなりません。

## 村の預金(基金)と借金(地方債残高)の状況(一般会計)

### 預金(基金の現在高) 20億5,422万円

・財政調整基金	7億7,333万円
・減債基金	4億6,924万円
・ふるさと基金	5,716万円
・公共公益施設整備基金	7,907万円
・地域福祉基金	1億8,924万円
・陸平基金	6,978万円
・学校施設建設基金	2億2,297万円
・地域振興基金	1,276万円
・安中地区総合開発基金	885万円
・通学交通基金	1,741万円
・ふるさと応援基金	50万円
・復興まちづくり基金	3,815万円
・土地開発基金	1億1,288万円
・収入印紙等購買基金	288万円

【基金】特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、定額の資金を運用するために設けられるものがあります。

### 借金(地方債残高) 62億2,714万円

・一般公共事業債	8,939万円
・災害復旧・緊急防災・減災事業債	1億6,890万円
・教育・福祉施設等整備事業債	15億5,284万円
・一般単独事業債	2億2,192万円
・厚生福祉施設整備事業債	6,458万円
・財源対策債	2億0,589万円
・減税補てん債	2億5,979万円
・臨時税収補てん債	2,279万円
・臨時財政対策債	35億2,441万円
・減収補てん債	1億0,626万円
・都道府県貸付金	1,037万円

【地方債】臨時突発的に出費を余儀なくされる場合や、将来の住民にも経費を分担してもらうことが公平である場合等に、村が資金調達のために負担する債務をいいます。

※上記の他に、特別会計で45億4,382万円、企業会計で11億7,935万円の地方債残高があります。

《平成26年3月末現在》